



感染者の動向

感染者数／1日*	0人 (収束)
累計死亡者数	0人
死亡者数／100万人	0人

(*9月7日～9月13日の平均) 出所：WHO



行動・活動制限

活動制限	ほぼ正常化
実施主体	
ラオス政府	
具体的制限	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日から施行された外出禁止を含む首相令は5月4日に解除。以降、段階的に制限を緩和 8月3日現在、出入国禁止措置（政府の入国許可を受けた者を除く）、国境閉鎖措置は継続（陸上貨物輸送関係者、政府が許可した者を除く）は継続中だが、国内の社会経済活動はほぼ正常化
日本人学校	
日本語補習校のみ（8月11日より新学期）	



空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便	
日本との直行便はなし 周辺国（中国除く）から経由便によるアクセス手段もなし（チャーター便・臨時便を除く）	



日本人に対する入国制限

日本人の入国	不可
外務省渡航情報	
感染症危険情報 レベル2 （不要不急の渡航は止めてください。）	
制限措置概要	<ul style="list-style-type: none"> 観光ビザの発給は停止中。ビジネスビザの新規申請および延長申請は受け付けているが、政府が許可した者を除き、原則、入国禁止措置は継続（8月31日まで適用） 渡航者に対しては、出発の72時間前・入国後のPCR検査、入国後14日間の強制隔離等が求められる 7月以降、チャーター機（仁川・ビエンチャン）にて一部の日本人駐在員がラオスに再入国 8月23日の日ラ外相会談で双方向の長期滞在者の往来を可能とするレジデンストラックを9月上旬に開始することで合意（入国後14日間の自宅待機は維持）



経済活動再開の状況

経済活動の状況

主要規制・制限

- 政府は国内の会社・工場・事業所・店舗等に対し、政府ガイドラインに基づく感染防止策を講じた上での通常営業を許可
- 営業禁止は、エンターテインメント施設、カラオケ店、ゲームセンターなどごく限られた業種のみ限定（7月1日より合法的なカジノの営業、観客を入れてのスポーツ競技の開催、集会、伝統儀式、結婚式等の開催が許可された）

再開基準（もしくは規制強化の基準）

- 政府は、感染者が1都県において確認された場合、当該都県内で、2都県以上の場合には全国レベルで、首相令の基づく「強い措置」を再導入する方針
- 緊急の用務があり、ラオス政府（COVID-19対策特別委員会）の入国許可を得た外交官、国際機関職員、専門家、投資家、ビジネスパーソン、技術者、労働者の入国が限定的に再開

現地産業・企業の動き

- 日系企業の工場はほぼ通常の操業を再開。
- 他方、外国人の入国が原則禁止、国際線の運航も再開されていない状況下で、主要産業の一つである観光・旅行関連部門（旅行、航空、ホテル、飲食、その他サービス）は深刻な打撃（1～6月の外国人旅行者数は前年同期比60%減）。
- 経済活動の停滞とタイへの出稼ぎ労働者の帰国により急増する失業対策、中小零細企業の資金繰り対策等が課題。
- ラオス国立経済研究所は、7月、20年下半期の経済は厳しい状況が続くとの見通しを発表。(1)失業問題（失業率予測20%）、(2)外貨準備の減少と自国通貨安の進行（輸出5.1%減[1～6月、前年同期比]、投資認可額94%減[1～5月]、対外債務支払い等）、(3)民間商業銀行の不良債権の増加等を警戒。

感染収束により、経済活動が徐々に再開

第一波の抑止に成功し、社会経済活動は徐々に再開しているが、主要経済相手国を含む国際的なヒトの移動が事実上停止しているため、経済復興に時間を要することは確実。政府より入国許可を得てラオスに再入国する外国人も徐々に増加。



ビエンチャン事務所長
岩上勝一



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- 6月22日現在、日系メーカーは通常操業。ジェトロビエンチャン事務所は、6月1日より、交替制から通常の勤務体制に復帰。
- ラオス政府および政府関係機関も全面的に再開している。

サプライチェーン、物流への影響

- 6月15日現在、隣国タイとの主要陸路国境であるタナレーン（タイ側：ノンカイ）、ターク（タイ側：ナコンパノム）、サワンナケート（タイ側：ムクダハン）、パクセー（タイ側：ウボンラチャターニー）等、およびベトナムとの間の主要国境であるデンサワン（ベトナム側：ラオバオ）等では、貨物輸送については、国境での検疫強化対策を施したうえで、輸出入が可能（※ヒトの往来については認められていない）
- 空路輸送（DHL等）は週1便程度運行している。

現在抱える課題、懸念

- 社会経済活動がほぼ正常化しつつある一方、日本へ一時退避した日本企業駐在員の再渡航（再入国）は、①再入国には政府からの事前認可が必要であること、②たとえ認可が取得できても空路・陸路を含めてラオスへのアクセス手段が事実上ないこと、③入国後14日間の強制隔離措置など行動制限遵守義務などにより、依然としてハードルが高い。
- 政府は7月30日、現在の出入国・国境管理規制の維持を発表（期間は8月1日～31日）。一方、8月31日、首相府は国際チャーター便の運航一時停止措置の延長（9月1日～30日）を発表（詳細かつ厳格な新たな運航承認基準を策定し、政府が同基準を承認するまで一時停止）。
- ラオス日本人商工会議所（JCCIL）会員企業に対する緊急アンケート調査（9月4～8日、51社回答）を踏まえて、JCCILとジェトロは、9月10日、ラオス政府に対して国際チャーター便の早期運航再開についての要望書を提出。
- タイからラオスへの陸路による出国は、ラオス政府の入国許可を得た者に限り認められている模様（14日間の強制隔離等、入国後の行動制限が伴う）。



現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象を含むもの）

経済支援策

支援概要

進出日系企業を対象を含む支援策はなし

J

ジェトロからのお知らせ

関連サービス

- ラオスにおける新型コロナウイルス対応状況（ジェトロウェブサイト）
https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/asia/#page_la



- ジェトロメンバーズの方に向けて、毎日、コロナ関連動向を含む海外の政治・経済の速報記事を配信中。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ

(国内)
新型コロナウイルス相談窓口
TEL :03-3582-5651

(平日9時～12時/13時～17時
(土日、祝祭日を除く))

(海外)
ジェトロ・ビエンチャン事務所
LVI@jetro.go.jp